

# 当社および子会社の内部統制の基本方針

## 1. 当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および子会社は、コンプライアンスの強化を経営の最優先課題と認識し、全社的な推進姿勢として「企業行動規範」「企業行動指針」を策定し、研修等を通じて指導・周知徹底を図るとともに、当社および子会社の取締役・使用人がそれぞれの立場で自らが主体的に法令および定款等を遵守して業務の遂行に当たります。

総務部担当役員を委員長とし、本部長、支店長ならびにコーポレート部門の部長を構成員とした「コンプライアンス委員会」を設け、当社および子会社の「コンプライアンス推進リーダー」を通じてグループ全体のコンプライアンスのより一層の浸透を図ります。

また、当社および子会社は、グループ内において内部通報制度を設け、問題の未然防止やその早期発見に努め適切な対応を行います。

当社および子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力および団体からの不当な要求を断固拒否し、毅然とした態度で臨みます。

## 2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会や経営会議等の議事録、決裁書等の文書は、法令および社内の文書管理規程に基づく保存・管理を徹底し情報セキュリティの確保を行います。個人情報取り扱いについては、個人情報保護方針と同管理規程に基づき対応します。

## 3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、重要案件について、毎月定期的に開催される、取締役・監査役および社長が指名した本部長・部長等で構成される経営会議において、その戦略性・リスクの内容と程度・成果等を重視し多角的に審議を行います。グループ全体に影響を与える可能性のあるリスクについては、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、その下に「コンプライアンス委員会」「安全保障貿易管理委員会」を設け、各委員会の対象となるリスクの分析・評価を行い適切な処置で対応します。また、社長を委員長とした「グループ与信管理委員会」を設置し、当社および子会社の取引に関して社長決裁および取締役会上程前の予備審査を行います。

緊急に対策が必要な場合においては、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、事象発生時に的確に危機を感知し即応するために直ちに専門家に助言を求め対応します。

## 4. 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の意思決定ならびに取締役の業務執行状況の監督を行います。また、必要に応じて臨時取締役会を開催するなどして、効率的かつ迅速な運営を図ります。

業務の運営は、各種規程類により、業務分掌・権限等を明確化し、迅速な意思決定と効率的な業務の推進を基本とします。

また、当社および子会社は、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画を定め、それを基に年度の課題および目標値を年間実行計画として設定し、これに基づく業績管理を行います。

## 5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社および子会社は、コンプライアンスを企業集団の最優先課題として掲げ、研修・指導等を通じて周知徹底を図ります。また、「コンプライアンス相談窓口」の活用を子会社にも適用し、グループ全体としてコンプライアンスの実効性を上げます。

また、当社は、グループガバナンスポリシーに基づきグループ会社経営規程を定め、子会社に対し、営業成績、財務状況その他重要な情報についての定期報告を義務づけ、さらに、子会社の重要な業務執行の決定については、事前協議事項としています。

当社および子会社は、財務報告の適正さについて重い責任を負っていることを認識の上、グループ全体における財務報告の適正性を確保するための体制とシステムを整備します。

また、財務報告の適正を確保するために、その重要性を全社員に対しあらゆる機会を捉えて周知徹底を図ります。

監査役および内部監査部門は、必要に応じ子会社を対象に、監査や診断等を実施します。また、監査役は、主要な子会社の監査役と定期的な会合を持ち、連携を図ります。

当社は、内部統制システムを構築し、子会社においてはグループガバナンスポリシーに基づき内部統制を実施します。

当社と子会社との取引については、市価を基準として、取引の公正性および合理性を確保し、適正に行います。

## 6. 当社の監査役職務を補助すべき使用人に関する体制

当社は、監査役職務を補助するため、監査役の求めに応じ、監査役業務補助のために監査役のスタッフを置くことができる。その場合、当該スタッフは取締役からの独立性が担保され、また、監査役からの当該スタッフに対する指示の実効性を確保します。

## 7. 当社および子会社の取締役・使用人等が、当社監査役に報告するための体制

監査役は、取締役の重要な意思決定や職務の執行状況を把握するために、取締役会や経営会議等重要な会議に出席するとともに、主要な決裁書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、また当社は、社内関係部署の必要な報告を行います。

なお、著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、法令または社内規程に従い、直ちに監査役に報告いたします。

また、当社および子会社の取締役・使用人等は、当社監査役から業務執行等に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。

## 8. 当社監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前項に基づき、報告（間接的な報告を含む）を行った者が当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けないこととしています。

## 9. その他当社監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役が、期初に策定した監査方針・監査計画に基づき、監査役監査基準により行われる監査の実効性を高めるために、監査役の往査等への適切な対応を行います。

社長は、当社および子会社が対処すべき課題、監査上の重要事項、監査環境の整備等について意見交換のために、当社監査役との定期会合を実施します。

内部監査部門および会計監査人は、監査結果の報告や定期的な会合等により、監査役と

の連携を図ります。

さらに、当社は、監査役の職務の執行に生じる費用について、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担します。

#### **10. 制定および改廃**

本方針の所管は総務部とし、制定および改廃についての権限者は、取締役会とする。

以 上